

第 4 9 号議案

東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 5 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例

東大和市立郷土博物館条例（平成6年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の規定」を削る。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第8条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。